

医政発 1108 第 4 号
令和 5 年 11 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰等の表彰制度の見直しについて

「歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰」について、実施要綱を別添のとおりその一部を改正し、令和 6 年度から適用することとしたので通知する。なお、令和 6 年度歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰の実施案内については、改めて周知することとする。

また、「親と子のよい歯のコンクール」については、令和 5 年 3 月 31 日付医政発 0331 第 32 号厚生労働省医政局長通知により本年度は中止としたところであるが、昨今の歯科口腔保健を取り巻く状況等を踏まえ、当該コンクールは本年をもって廃止することとする。なお、歯科口腔保健の普及啓発の一環として実施されている都道府県独自のコンクール等についてその実施を妨げるものではないことを念のため申し添える。

貴職においては、貴管下関係者に対して、上記の旨を通知されたい。

歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰 実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰 実施要綱</p> <p>1 趣旨 多年にわたり歯科保健事業 <u>(歯科保健に係る活動を含む、以下同じ。)</u> に携わり、地域 <u>又は職域</u> における公衆衛生の向上のために著しい功績のあった個人及び <u>法人</u> 等の団体（以下「団体」という。）を表彰することにより、その事業に携わる者の模範とし、歯科保健事業の進展に資することを目的として行うものである。</p> <p>2 表彰の対象となる者の範囲（選考基準） 表彰の対象となる者は、次に該当するものとする。 (1) 地域住民の歯科保健意識の高揚、地域組織の育成強化等歯科保健事業[*]の普及向上に資する諸業務について業績を上げ、その功績が特に顕著である個人又は団体 <u>(以下「地域功績団体」という) 若しくは職域において、従業員等に対する歯科保健の啓発、歯科健診・受診勧奨等の歯科保健事業の普及向上に資する諸活動を継続的に行っている団体 (以下「職域功績団体」という。)</u> であること。 ※ <u>地域住民の歯科保健意識の高揚、地域組織の育成強化等</u> 歯科保健事業とは以下の事業を指す。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰 実施要綱</p> <p>1 趣旨 多年にわたり歯科保健事業に携わり、地域における公衆衛生の向上のために著しい功績のあった個人及び <u>市区町村、民間組織</u> 等の団体（以下「団体」という。）を表彰することにより、その事業に携わる者の模範とし、歯科保健事業の進展に資することを目的として行うものである。</p> <p>2 表彰の対象となる者の範囲（選考基準） 表彰の対象となる者は、次に該当するものとする。 (1) 地域住民の歯科保健意識の高揚、地域組織の育成強化等歯科保健事業[*]の普及向上に資する諸業務について業績を上げ、その功績が特に顕著である個人又は団体であること。</p> <p style="text-align: center;">※歯科保健事業とは以下の事業を指す。</p> <p>(略)</p>

改正後	改正前
<p>(4) 原則として、<u>以下①又は②のいずれかであること。</u></p> <p><u>①</u>歯科保健事業に関し、都道府県知事表彰、公益社団法人日本歯科医師会長表彰又は公益社団法人日本歯科衛生士会長の表彰を受けたことのある個人<u>又は地域功績</u>団体であること。</p> <p><u>②</u>地方公共団体又は日本健康会議等の健康経営認定又は表彰等を受けたことのある<u>職域功績</u>団体であること。</p> <p>(略)</p> <p>3 被表彰者は、都道府県知事の推薦により選考委員会の選考を経て決定する。</p> <p>4 被表彰者の推薦</p> <p>(1) 推薦者数は東京都及び指定都市を有する道府県については、個人2名以内<u>並びに地域功績</u>団体2団体以内<u>及び職域功績</u>団体2団体以内、その他の県については、個人1名以内<u>並びに地域功績</u>団体1団体以内<u>及び職域功績</u>団体1団体以内とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 推薦に当たっては、<u>関係部局間で連携を図りつつ、必要に応じて関係団体等に相談した上で、</u>別紙大臣表彰推薦調書1部を令和〇年〇月〇日(〇)までに厚生労働省医政局長あて提出する。</p>	<p>(4) 原則として、歯科保健事業に関し、都道府県知事表彰、公益社団法人日本歯科医師会長表彰又は公益社団法人日本歯科衛生士会長の表彰を受けたことのある個人又は団体であること。</p> <p>(略)</p> <p>3 被表彰者は、都道府県知事の推薦により選考委員会の選考を経て決定する。</p> <p>4 被表彰者の推薦</p> <p>(1) 推薦者数は東京都及び指定都市を有する道府県については、個人2名以内及び団体2団体以内、その他の県については、個人1名以内及び団体1団体以内とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 推薦に当たっては、別紙大臣表彰推薦調書1部を令和〇年〇月〇日(〇)までに厚生労働省医政局長あて提出する。</p>

歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰 実施要綱

1 趣 旨

多年にわたり歯科保健事業（歯科保健に係る活動を含む、以下同じ。）に携わり、地域又は職域における公衆衛生の向上のために著しい功績のあった個人及び法人等の団体（以下「団体」という。）を表彰することにより、その事業に携わる者の模範とし、歯科保健事業の進展に資することを目的として行うものである。

2 表彰の対象となる者の範囲（選考基準）

表彰の対象となる者は、次に該当するものとする。

- (1) 地域住民の歯科保健意識の高揚、地域組織の育成強化等歯科保健事業[※]の普及向上に資する諸業務について業績を上げ、その功績が特に顕著である個人又は団体（以下「地域功績団体」という）若しくは職域において、従業員等に対する歯科保健の啓発、歯科健診・受診勧奨等の歯科保健事業の普及向上に資する諸活動を継続的に行っている団体（以下「職域功績団体」という。）であること。

※地域住民の歯科保健意識の高揚、地域組織の育成強化等歯科保健事業とは以下の事業を指す。

ア 歯科口腔保健の推進に関する法律に則した事業

ア-1 乳幼児歯科保健事業

ア-2 成人歯科保健事業

ア-3 高齢者歯科保健事業

ア-4 障害者等に対する歯科保健医療

ア-5 要介護高齢者に対する歯科保健医療

ア-6 その他、歯科口腔保健の推進に関する法律に則した事業

イ 休日夜間等歯科診療

ウ へき地歯科保健医療

エ その他、歯科保健医療の普及向上等に顕著であるもの

- (2) 個人にあつては令和〇年4月1日現在において年齢50歳以上（原則として70歳未満）の者であつて、歯科保健事業に20年以上従事し、なおかつ現在、事業に携わっている者であること。
- (3) 団体にあつては歯科保健事業を10年以上実施し、かつ現在も事業を行っている団体であること。
- (4) 原則として、以下①又は②のいずれかであること。
- ① 歯科保健事業に関し、都道府県知事表彰、公益社団法人日本歯科医師会長表彰又は公益社団法人日本歯科衛生士会長の表彰を受けたことのある個人又は地域功績団体であること。
- ② 地方公共団体又は日本健康会議等の健康経営認定又は表彰等を受けたことのある職域功績団体であること。
- (5) 過去において、春秋叙勲若しくは褒章条例に基づく褒章を受けたことのある者又は歯科保健事業に関する功績により厚生労働大臣の表彰を受けたことのある個人又は団体を除くこと。

3 被表彰者は、都道府県知事の推薦により選考委員会の選考を経て決定する。

4 被表彰者の推薦

- (1) 推薦者数は東京都及び指定都市を有する道府県については、個人2名以内並びに地域功績団体2団体以内及び職域功績団体2団体以内、その他の県については、個人1名以内並びに地域功績団体1団体以内及び職域功績団体1団体以内とする。
- (2) 都道府県において政令市及び特別区にもそれぞれ周知し、取りまとめの上行う。
- (3) 推薦に当たっては、関係部局間で連携を図りつつ、必要に応じて関係団体等に相談した上で、別紙大臣表彰推薦調書1部を令和〇年〇月〇日（〇）までに厚生労働省医政局長あて提出する。

(別紙)

大臣表彰推薦調書 (個人)

被推薦者氏名 (ふりがな)		職業 (具体的に)	
性別 男 女	満年齢 歳	生年月日 昭和 年 月 日	都道府県名 (政令市、特別区)
現住所 (ふりがな)		管轄保健所名	
電話	本籍地 (都道府県)		
推薦事項		賞 罰 (知事表彰制度 有・無)	
		年 月	表 彰 主 体
			賞 罰 理 由
推薦事業継続年数 年 か月 (年 月 ~ 年 月)			
経 歴			
期 間	年 数	歯 科 保 健 事 業 の 主 な 内 容	
年 月 ~ 年 月	年 か月		
業 績 の 概 要			

注) ①賞罰についてはその有無と内容を明確に記載すること 担当部(局)名: _____

②被推薦者が表彰される際には、広報等に氏名が公表される可能性があることについて同意を得ておくこと 担当者氏名: _____

添付資料 1) 履歴 電 話 : _____

2) その他個人の業績の参考となる資料 F A X : _____

e - m a i l : _____

医政発0331第32号
令和5年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「令和5年度 親と子のよい歯のコンクール」の中止について

標記について、今般の歯科口腔保健を取り巻く状況等を踏まえ、令和5年度の実施を中止とすることとしたので、貴職におかれては、貴管下の関係諸機関等に対して周知方お願いします。

なお、令和6年度以降の実施については、歯科口腔保健を取り巻く状況等を踏まえて、総合的に判断する予定としている。